

### 七ヶ宿町町税条例の一部改正

**問** 管原研治議員

このたび追加される第71条の4項に「特別な事情がある者の所有する固定資産」とあるが、この特別な事情とは。

**答** 町民税務課長

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、町長の認可を受けた地縁団体の持っている固定資産税の減免措置のほか、別途減免できる要綱を定めたい。

**問** 管原研治議員

町長が許可をした地縁団体は町内に何団体あるのか。

**答** 総務課長

峠田、長老、滑津地区の3つの自治会が該当する。

七ヶ宿町農業委員会の委員の定数及び七ヶ宿町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定

**問** 村上満議員

農業委員会の法律が改正され選挙規程は廃止されるようだが、農業委員の定数6人、推進委員の定数4人の選任方法は。

**答** 農林建設課長

公募と推薦をいただき、それぞれ選定委員会の要綱を設けて選考していく。

**問** 管原研治議員

推進委員の職務内容は。

**答** 農林建設課長

今後農業委員会で遊休農地を減らしたり新規就農者をふやす計画を作っていくが、農地のプランを進めるための地域活動を行っていたら。

七ヶ宿町友好都市提携に係る手続きに関する条例の制定

**問** 管原研治議員

文化、スポーツ、教育など、どの辺までの内容を提携に向けて考えているのか。

**答** ふるさと振興課長

文化、スポーツ、教育、経済、産業、防災など幅広く目的とするが、具体的には今進めている児童の交流と、物産の交流を当面継続していきたい。地理的な面もあるため災害時の応援まではまだ考えていない。



▲提携先：鹿児島県宇検村

南蔵王青少年旅行村の指定管理者の指定

**問** 吉野一夫議員

南蔵王エリアの環境整備が終了するまで1年ごとに更新していくのか。

**答** ふるさと振興課長

1年更新で行いたい。ただ、平成30年度着手に向けて準備を進めたいので、着手が実現、計画できれば、旅行村自体を休業して整備を進めることになり、指定管理は当分見合わせになる。



▲南蔵王青少年旅行村

### 平成28年度賑わい拠点施設ミニスーパー新築工事請負変更契約の締結

**問** 村上満議員

照明器具や看板等の交換が必要になった場合は町が交換するのか。

**答** ふるさと振興課長

電球や看板などの交換が必要になった場合は指定管理者、運営側が交換する。

**問** 管原研治議員

建物が完成する前から工事内容の変更が多すぎるのではないのか。

**答** ふるさと振興課長

当初の設計から欠落していたものと、当初予定していなかったものの発生があり今回の経緯に至った。

**答** 町長

町が建てている建物にファミリーマートと生協がそれぞれ販売しやすいような施工を行っているため、当初想定していない部分が出ている。



### 七ヶ宿町営バス条例の一部改正

**問** 管原研治議員

新たに追加される循環バスの運行日は。また、始発はどこか。

**答** ふるさと振興課長

土日祝祭日関係なく全日運行となる。当面はミニスーパーを始発とするが、にぎわい拠点の北側エリアが開設になればそのバスターミナルを始発とする予定。

**問** 吉野一夫議員

バス停に以外の場所でのフリー乗降はできるのか。

**答** ふるさと振興課長

基本的にバス停以外の場所での乗り降りにはできない。

**問** 梅津政志議員

大型バスではなくこまめに周回できるマイクロバス程度のものでよいのではないのか。

**答** ふるさと振興課長

デマンドバスなど予約制のものなど、別な側面を含めて引き続き住民の足の確保の検討を深めたい。



▲循環バス